

「子ども向けイベント」出展料の割引対象チェックリスト

古賀すたいる

「わくわくサロン」において開催するフェスティバル／マルシェ型のイベントにおいては、子育て中のママに楽しい時間を過ごしてもらおうべく、ママから一時的に子どもを解放してくれるような企画（託児サービスまたはそれに準じる内容）をご出展される方には、一定のルールの上で出展料の割引（半額又は全額）を行っています。

原則として下記の5項目のチェックリストに4点以上に該当する方で、出展確定前に主催者の「古賀すたいる」と出展希望者の方との間で協議のうえ確認が取れた場合に対象とします。

※ご希望の方は、申込時や説明会時などにお早めにご相談ください。連絡先：kogastyle26@gmail.com

※出展確定後の割引のご相談はご遠慮ください。

	チェックリスト	備考	チェック
① 内容	子どもが自ら体験することができるもの	例えば、子どもの写真を撮影し、子どもがその場を離れている間に作業を完成させるものは対象外。	
② 時間	過度に子どもを熱中させずに、おおむね20分以上子どもがその場で過ごすことができるもの	単なる「子ども向け商品の販売」は対象外です。また、子どもがその場を離れるものも対象外です。	
③ 対象	来場者のうち、「親子」または「子ども」が楽しむもので、子ども単独でも楽しむことができるもの。	本イベントにおける「子ども」は、0歳～18歳とします。親だけが楽しむ形態のものは対象外です。	
④ 価格	子どもから徴収する費用の単価はおおむね500円以内であること。(子どものために親が支出する費用を含む)	「子ども」のおこずかいの範囲内で、金銭感覚を養うと解される範囲で設定されるもの。または、一般的な託児サービスと理解されるもの。	
⑤ 運営	3世帯以上のグループで、3人以上の子どもがブース運営者に含まれ、子どもの販売体験を目的に行われるもの。	単純な親の手伝いおよびそれに準じるお手伝いは対象外。子ども主体であることが必要です。ただし出展責任者は18歳以上の方とします。	

(参考)

これまでの事例をもとに、対象・対象外のイメージ例は下記のようなものがあります。

【対象】

風船づくりや、綿菓子等の駄菓子作成・販売 など

お絵かき、子ども木工教室（子どもが作成するもの）、子ども写真教室（子どもが撮影するもの）

【対象外】

アクセサリ販売（子どものために親が買い与えるもので、子どもが親から離れることがない場合は、親の時間的な負担が減りませんので、割引の趣旨に合致しないものとお考え下さい。）

イラストレーターによる子どものイラスト作成（子どもが自らイラストを作成する場合を除く。見て学ぶということの意義は否定しませんが、本イベントにおいては、子どもの自発的な体験を対象とします。）

(備考)

予告なく運用方法を変更する場合があります。その他、出展要領をご確認ください。